

学校事故概要と事故後の経過、再発防止について

1. 学校事故概要

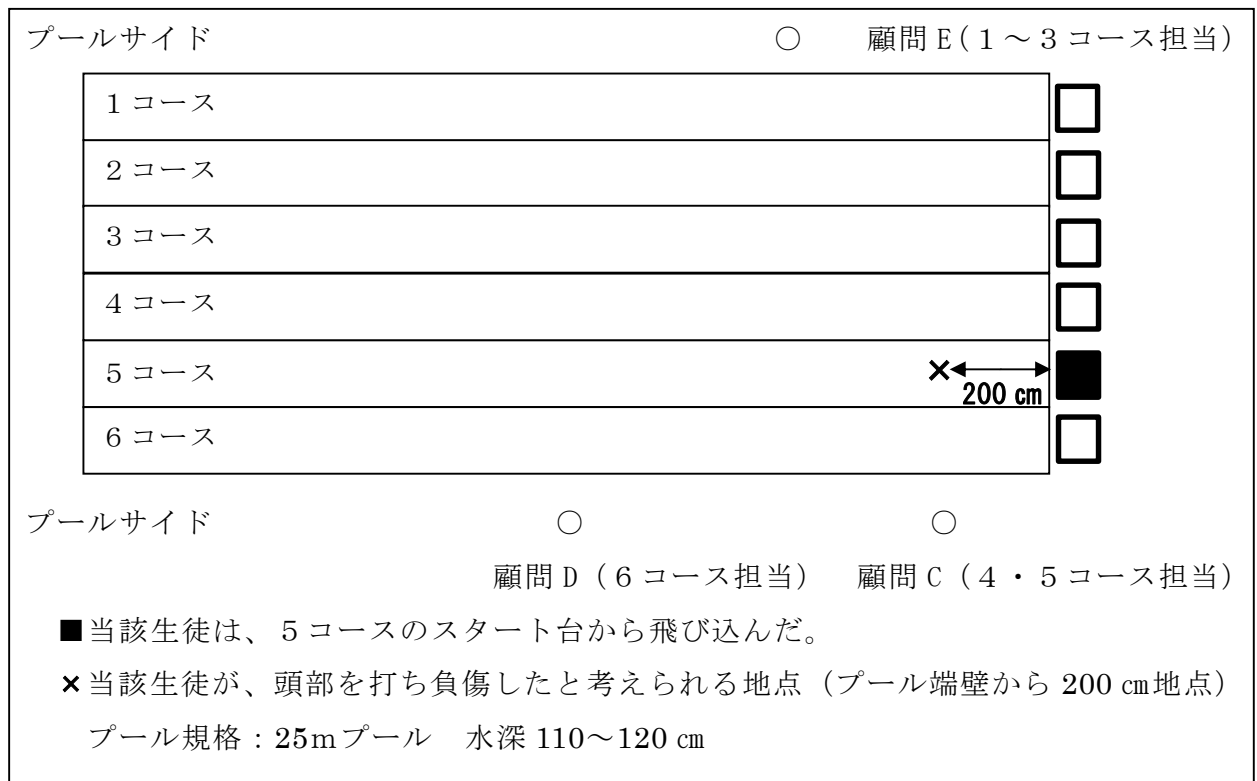
(1) 事故当時の状況

- ・平成 30 年 11 月 17 日（土）、当該校（以下、「A 校」という。）は市内の民間温水プール施設を借りて、他の中学校 1 校（以下、「B 校」という。）とあわせて 2 校の水泳部による合同練習を行いました。
- ・当日は、A 校 14 名（1 学年 8 名、2 学年 6 名）、B 校 12 名（1 学年 4 名、2 学年 8 名）の生徒 26 名と、両校の水泳部顧問 3 名（以下、「顧問 C、D、E」という。）が参加しました。
- ・6 時 20 分から健康観察、準備運動を行い、6 時 50 分から生徒の技術・能力にあわせて 3 つのグループに分かれて水中での練習を行いました。
- ・当該生徒（当時、1 年生・13 歳・男性）は中級グループに入り、B 校の顧問（顧問 C）が 15 名を指導しました。
- ・練習の最後には、12 月に開催される記録会に向けて、飛び込み練習を行いました。

(2) 事故発生時の状況

- ・午前 8 時 35 分頃、当該生徒は 6 コースのうち 5 コース目の最終列に並び、スタート台から顧問 C の合図で飛び込みました。
- ・その際当該生徒は、隣（4 コース）の選手よりも手前に入水し、約 2 m 先のプール底面に頭部を強打して負傷したと考えられます。（参考図参照）
- ・当該生徒の異変に気付いた顧問 C は、すぐにプールサイドにて当該生徒の呼吸を確保、負傷の状況を確認しました。
- ・当該生徒は直後に、「頭をぶつけた」「声を出すのも厳しい」と訴えていたことから、すぐに救急搬送を要請し、市内の病院で検査を受けました。
- ・検査の結果、首の骨（頸椎）の破裂骨折が判明し、緊急手術が行われ、そのまま I C U に入院しました。

【参考図】学校事故現場状況（プール上面図）



2. 事故後の経過

- | | |
|-------------|--|
| 平成 31 年 2 月 | 市外の病院にリハビリのために転院 |
| 令和元年 12 月 | A 校に復学 |
| 令和 3 年 3 月 | A 校を卒業 |
| | 症状固定の診断により後遺障害（障害 1 級）が確定。
外傷性頸髄損傷、上肢及び下肢の運動知覚完全麻痺等 |
| 令和 3 年 4 月 | B 高校に進学 |
| 令和 4 年 10 月 | 症状固定の診断を基にして、相手方弁護士から損害
賠償について示談交渉の申し入れ |
| 令和 6 年 3 月 | B 高校卒業 |
| 令和 6 年 12 月 | 示談（損害賠償額）の内諾 |
- ・現在、当該生徒は両腕に中度の麻痺と両足に高度の麻痺があるため、車椅子を使用して生活されており、日常生活動作のリハビリに取り組んでおられます。

3. 損害賠償額

- ・示談の内諾を得た損害賠償金は 241, 143, 455 円です。
- ・すでに日本スポーツ振興センターから障害見舞金 40, 000, 000 円、医療費給付 2, 148, 078 円の災害給付が支払われているため、未払いである損害賠償金 198, 995, 377 円について、3 月定例議会に補正予算として計上しています。

4. 再発防止策

(1) 事故発生当時の対応

- ・平成 30 年 11 月に、教育委員会から当該校に対して活動内容の精選、安全指導の徹底を行うよう指導しました。同月、全市立中学校の指導者等を対象に、水泳部活動における飛び込み時の事故防止の徹底について実技講習を行いました。

(2) その後の対応

- ・学校の水泳授業では、水中からのスタートを取り上げるようになっており、飛び込みスタートは行っていませんが、水泳部活動の競泳（大会）時は飛び込みスタートを行うことになっているため、各学校等でのプールを使用しての飛び込み練習時には、大会前の時期に期間を制限しながら、必ず顧問立会いのもとで実施するように指導しています。
- ・毎年、水泳授業実施前の 5 月には、市立学校の管理職並びにプール担当者を対象に学校水泳プールの運営管理、安全指導、事故防止等について説明会を開催しています。
- ・横須賀市中学体育連盟（以下、「中体連」という。）では、横須賀水泳協会と連携して、水泳部を設置する市立中学校を対象に合同練習会を実施しており、指導者及び参加生徒が飛び込みの練習方法を確認するなど、飛び込み技術の講習を兼ねた安全対策を、毎年継続的に行っています。
- ・水泳部活動での飛び込みに係る事故防止については、当該校のみならず、市立中・高等学校の水泳部に対する指導が必要と考え、次のことについて、昨年 7 月に、各学校あてに通知しています。
 - ① 飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師または外部指導者が立ち会い直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うこと等の適切

な安全対策を確実に講じること。

- ② 日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」等を参考にしながら、正しいスタート技術の習得に努めること。
- ・ 令和6年10月には、中体連水泳専門部の協力を得て、「横須賀市立中学校『水泳部』に係る指導方針」を策定し、水泳の飛び込み練習による事故を未然に防ぐため、同指導方針に基づく、安全指導及び事故防止の徹底を図るように指導しています。
- ・ 各学校が二度とこのような事故を起こさないよう、安全対策を徹底し、引き続き再発防止に努めていきます。